

八幡駅周辺バリアフリー基本構想

目 次

1. バリアフリー基本構想策定の背景と目的	1
1.1 背景と目的	1
1.2 バリアフリー法の概要	2
1.3 基本構想の概要	6
1.4 基本構想の位置づけ	8
1.5 基本構想策定の体制	9
2. 八幡駅周辺地区の基本構想	10
2.1 地区の概要	10
2.2 八幡駅周辺の現況・課題	12
2.3 基本方針	20
2.4 構想期間	20
2.5 重点整備地区の設定	21
2.6 特定事業	23
2.7 特定事業の円滑化	24
2.8 心のユニバーサルデザイン等のソフト施策	29
3. 参考資料	32
3.1 八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定協議会	32
3.2 浜松市ユニバーサルデザイン審議会	35
3.3 基本構想策定の経過	38
3.4 八幡駅利用実態調査（ヒアリング調査）、まち歩き調査の主な意見	39

1. バリアフリー基本構想策定の背景と目的

1.1 背景と目的

我が国は、急速に進む少子高齢化により、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に高齢者や障がい者、外国人等をはじめとするあらゆる人たちが、自由に社会に参加して個性を発揮し、自己実現が図れる社会づくりに向け「ユニバーサルデザイン」の考え方の重要性が高まりつつあります。

バリアフリー化に向けた法整備においては、平成18年に「交通バリアフリー法¹」と「ハートビル法²」が統合された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（以下、「バリアフリー法」という。）が施行されました。その後、平成30年及び令和2年にバリアフリー法が改正され、一体的な移動等円滑化を図るため、より一層のバリアフリー化の推進に向けて整えられています。

本市は、「思いやりの心が結ぶ優しいまち」を基本理念に、平成14年3月「浜松市ユニバーサルデザイン計画（U・優プラン）」を策定するとともに、平成15年4月に全国初となる「浜松市ユニバーサルデザイン条例」を施行し、誰もが安心・安全で快適に暮らすことができるまちづくりに早くから取り組んできました。また、現在、第2次となるユニバーサルデザイン計画（平成24年度～令和3年度）に基づき、全庁横断的なユニバーサルデザインの推進を図っているところです。

加えて、平成29年12月に、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局より東京2020パラリンピックを契機としたユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーに向けた自治体の取組を推進する「共生社会ホストタウン」の認定を受け、さらに令和元年8月には、先進的に取り組む自治体として「先導的共生社会ホストタウン³」にも認定されています。

こうしたことから、多様な人々がさらに活躍できる社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの考えに基づくまちづくりを加速させることが求められています。そのため、具体的な取組のひとつとして、エリアを特定し、建物や道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を図ることを目的としたバリアフリー基本構想を策定するものです。

¹交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律68号）」。鉄道駅、空港、バスターミナル等、公共交通機関の旅客施設の新設と大規模改築等のバリアフリー化を義務づけた法律。バリアフリー法の施行により廃止。

²ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律44号）」。病院、劇場、集会場、展示場、デパートなど不特定かつ多数の人が利用する政令が定める公共施設において、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレなどを高齢者や身体障がい者が支障なく利用できるよう対策を促す法律。バリアフリー法の施行により廃止。

³先導的共生社会ホストタウン：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局が、パラリンピアンとの交流をきっかけに共生社会の実現のためユニバーサルデザインの街づくりと心のバリアフリーに取り組む共生社会ホストタウンの登録自治体のうち、さらに先導的・先進的な事業を計画している自治体を登録。

1.2 バリアフリー法の概要

「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合した「バリアフリー法」は、高齢者、障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、全ての障がい者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性及び安全性向上を推進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を、ハード対策・ソフト対策の両面から、重点的かつ一体的に推進することを目的としています。

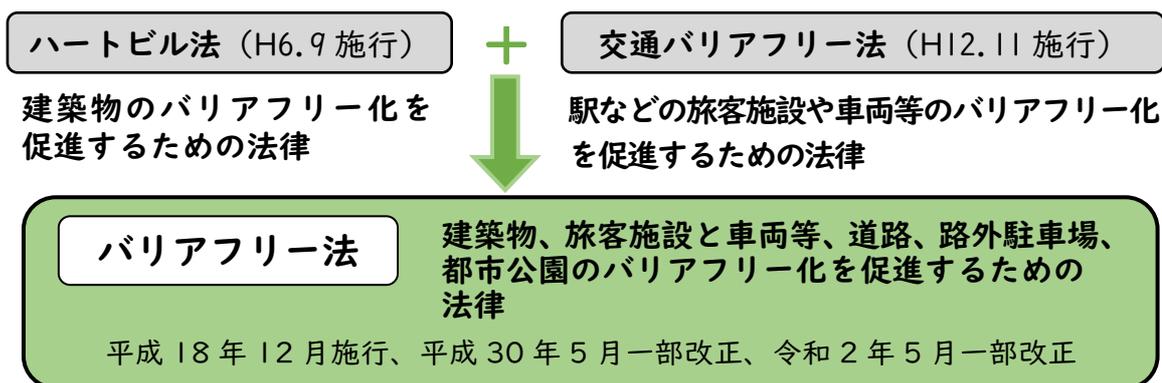


図1 バリアフリー法の経緯

【バリアフリー法の概要】

①基本理念

- この法律に基づく措置は、高齢者、障がい者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行わなければならない。

②基本方針

- 主務大臣は、移動等円滑化の促進に関する基本方針を定める。
- **基本方針に掲げる事項**
 - 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
 - 二 施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - 三 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針となるべき事項
 - 四 基本構想の指針となるべき事項
 - 五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項
 - 六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項
 - 七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

③関係者の責務

➤ 国の責務

- ・関係者と協力して、施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化のための施策の内容について、進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関や関係者で構成する会議における定期的な評価、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・教育活動、広報活動等を通じて、国民の理解を深めるとともに、高齢者、障がい者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

➤ 地方公共団体の責務

- ・国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

➤ 施設設置管理者等の責務

- ・移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

➤ 国民の責務

- ・高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深め、公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

④基準適合義務等

④-1 公共交通事業者等

➤ 適合義務

- ・旅客施設を新設、若しくは大規模な改良を行うとき又は車両等を新たに事業の用に供するときは、公共交通移動等円滑化基準に適合させなければならない。

➤ 努力義務

- ・旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・高齢者、障がい者等に対し、移動に必要となる乗降の介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。
- ・移動のために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- ・職員に対し、必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

④-2 道路管理者

➤ 適合義務

- ・特定道路の新設又は改築を行うときは、道路移動等円滑化基準に適合させなければならない。

➤ **努力義務**

- ・管理する道路を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・新設特定道路について、高齢者、障がい者等に対し、円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

④-3 路外駐車場管理者等

➤ **適合義務**

- ・特定路外駐車場を設置するときは、特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合させなければならない。

➤ **努力義務**

- ・特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・高齢者、障がい者等に対し、これらの者が新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

④-4 公園管理者等

➤ **適合義務**

- ・特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合させなければならない。

➤ **努力義務**

- ・特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・高齢者、障がい者等に対し、新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

④-5 特別特定建築物の建築主等

➤ **適合義務**

- ・特別特定建築物⁴の政令で定める規模以上の建築をしようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。

➤ **努力義務**

- ・建築し、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障がい者等に対し、新設特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

⁴特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物（学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分、これらに付随する建築物特定施設を含むもの）であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。

⑤重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

➤ 基本構想

- ・市町村は、基本方針に基づき、重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成するよう努めるものとする。

➤ 基本構想に掲げる事項

- 一 重点整備地区の位置及び区域
- 二 生活関連施設⁵及び生活関連経路⁶並びにこれらの移動等円滑化に関する事項
- 三 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- 四 前項に掲げる事業と併せて実施する市街地再開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、市街地の整備改善に関する事項、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

- 基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

- 基本構想を作成するときは、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障がい者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

➤ 基本構想の評価等

- ・基本構想を作成した場合、概ね5年ごとに調査、分析及び評価を行うように努める。必要があれば基本構想を変更する。

➤ 協議会

- ・基本構想を作成するに当たり、特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者、施設を利用する関係者等により構成される協議会を組織することができる。

➤ 基本構想作成の提案

- ・次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更を提案できる。
 - 一 特定事業その他の事業を実施しようとする者
 - 二 高齢者、障がい者等の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者

➤ 特定事業の実施

- ・基本構想が作成されたときは、公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等、建築主等、公安委員会又は市町村若しくは施設設置管理者は、基本構想に即して特定事業を実施するための計画を作成し、これに基づき、特定事業を実施する。

⁵生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。

⁶生活関連経路：生活関連施設相互間の経路。

1.3 基本構想の概要

(1) 市町村による基本構想の作成

バリアフリー基本構想は、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、「生活関連施設」や「生活関連経路」のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するものです。

基本構想の作成にあたっては、高齢者、障がい者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定し、次に重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を作成します。

策定にあたり、市町村や施設を利用する高齢者や障がい者等により構成される協議会を設置し、意見聴取しながら進めていくことが求められています。

【重点整備地区の設定】

重点整備地区は、バリアフリー法第2条第21号と同法に基づき国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、以下の設定要件が定められています。

①生活関連施設の所在地を含み、かつ相互間の移動が通常徒歩で行われる地区

原則として、生活関連施設のうち、特定旅客施設⁷又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当する施設が概ね3つ以上存在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であることが必要です。徒歩圏内は、全体の面積を概ね400ha（2km四方）未満としています。

②生活関連施設や生活関連経路についてのバリアフリー化が特に必要な地区

重点的かつ一体的に移動等円滑化のためのバリアフリー化事業を実施する必要がある地区です。このため、将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、バリアフリー化事業の実施が特に必要であると認められることが必要です。

③総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要です。

⁷特定旅客施設：旅客施設（公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の利用に供するもの）のうち、利用者が相当数である又は相当数であると見込まれるもの。

(2) 基本構想に基づく事業の実施

策定された基本構想に基づき、公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等、建築主等、公安委員会又は市町村若しくは施設設置管理者は、基本構想に沿って具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施します。

なお、特定事業計画の作成は、主に次のように分けられます。

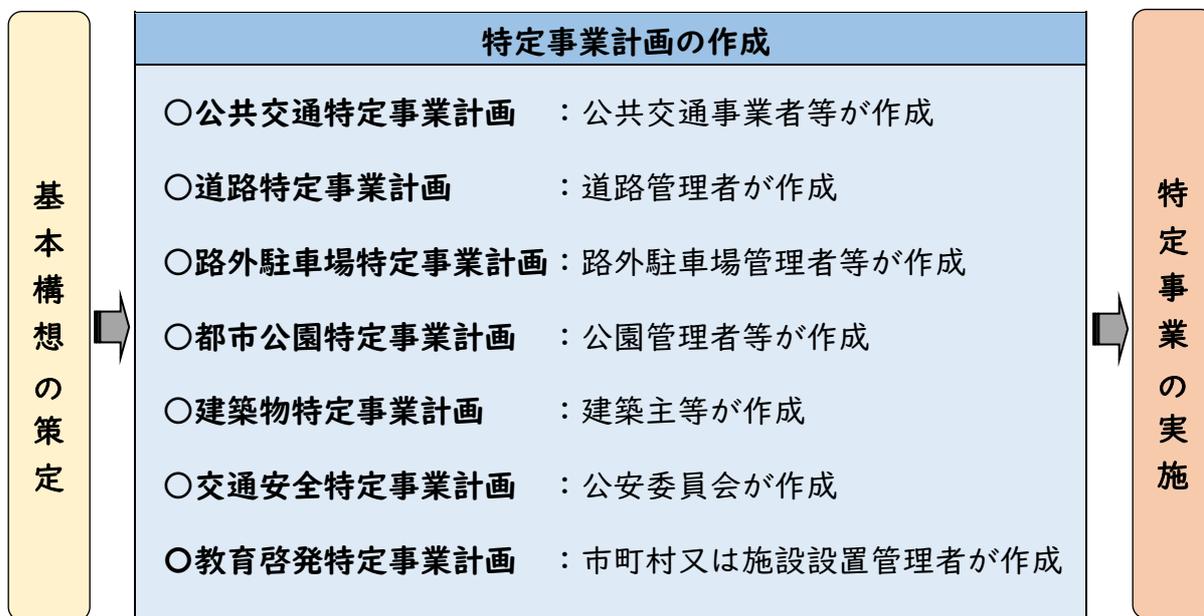


図2 事業実施の流れ

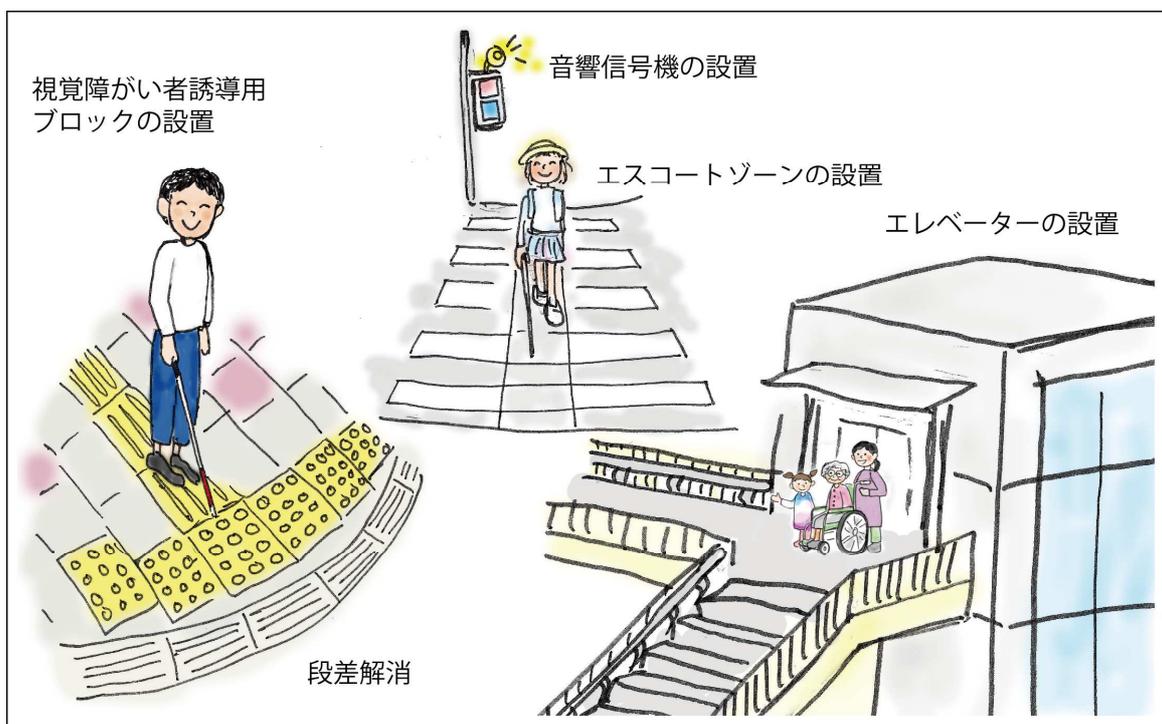


図3 バリアフリー化のイメージ図

1.4 基本構想の位置づけ

バリアフリー基本構想では、市のまちづくりに関する施策や事業と相互に関連を持ちながら事業計画を推進します。

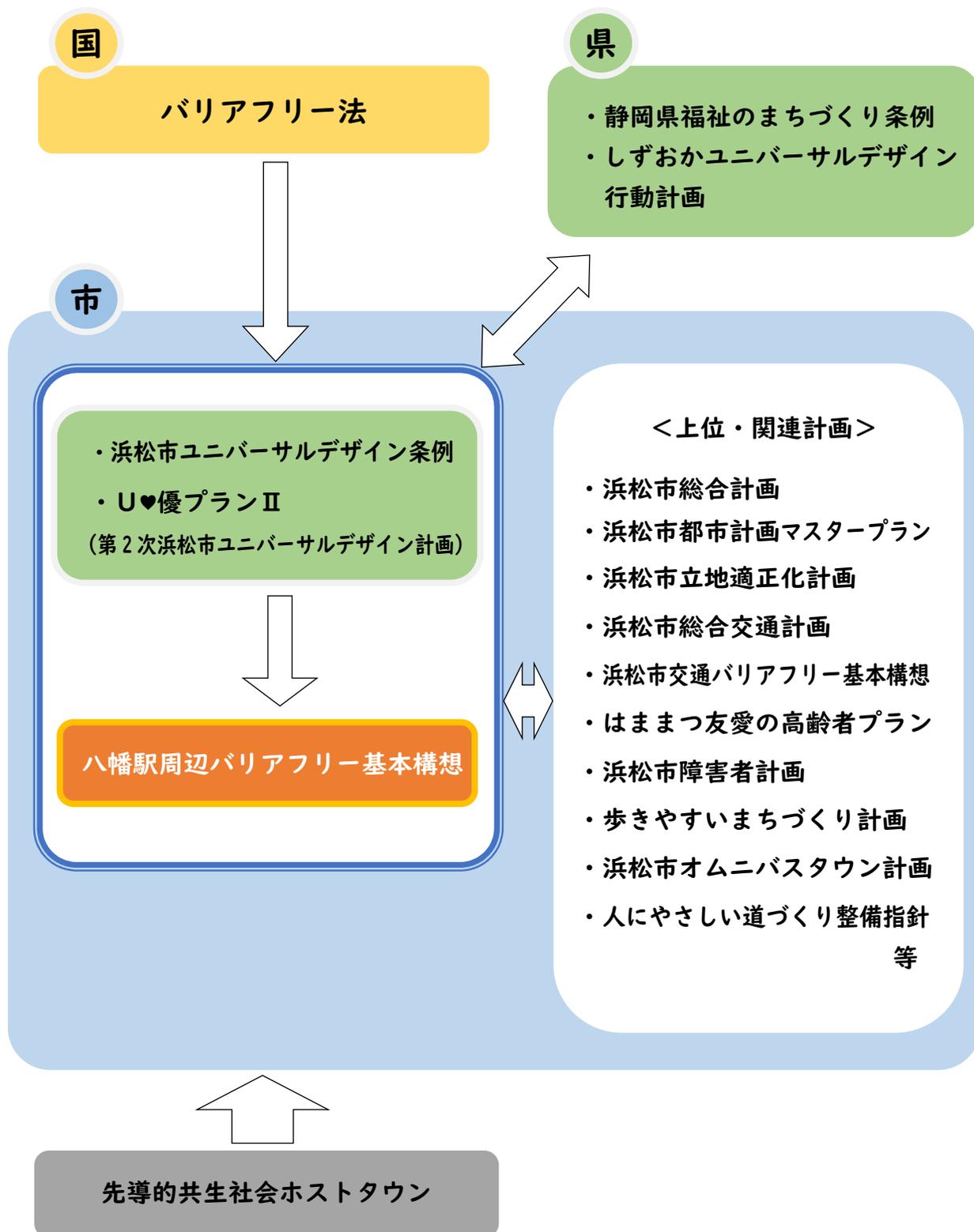


図4 基本構想の位置づけ

1.5 基本構想策定の体制

バリアフリー法第26条第1項に定める事項として、八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定協議会を設置するとともに、市の附属機関である浜松市ユニバーサルデザイン審議会においても審議します。

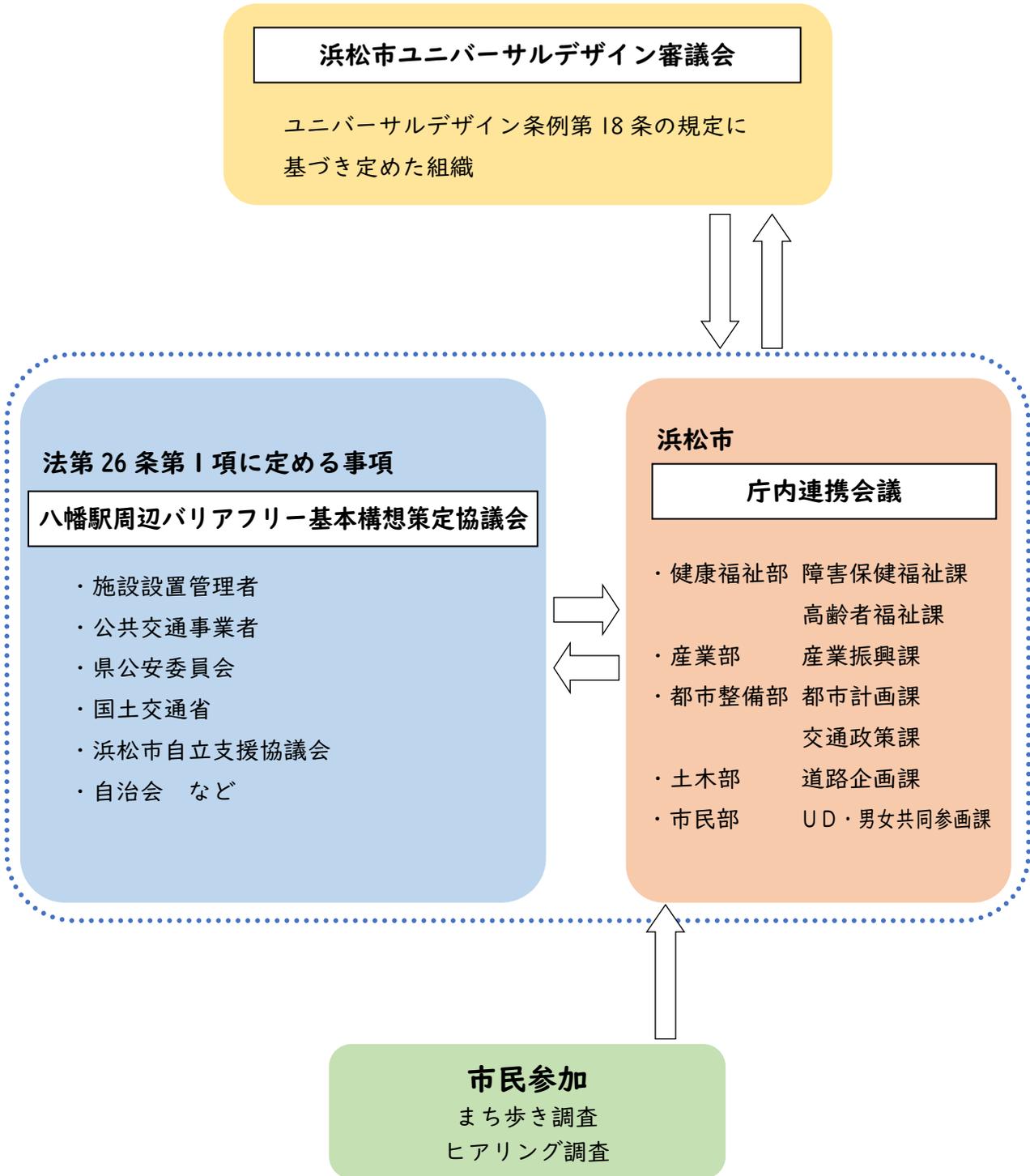


図5 基本構想策定の体制

2. 八幡駅周辺地区の基本構想

2.1 地区の概要

八幡駅は、浜松市の中心部と天竜区の玄関口を南北（新浜松駅と西鹿島駅）に結ぶ遠州鉄道鉄道線の駅の一つで、日本を代表する楽器メーカーであるヤマハ株式会社の本社が隣接しているほか、近くには教育施設等もあり通勤通学をはじめ多くの人に利用されています。また、八幡駅から市中心部の第一通り駅までは2駅3分、新浜松駅までは3駅4分と、短時間で行くことができるなど、周辺住民にとって、なくてはならない身近な駅として親しまれています。

この八幡駅周辺には、「平安の森記念病院」と「介護老人保健施設 平安の森」からなる医療と介護の複合施設や、本市医療の中核を担う総合病院「JA静岡厚生連・遠州病院」など、大小の医療提供施設⁸等が点在しています。平成30年7月には、ヤマハ株式会社の製品や歴史を紹介した企業ミュージアム「イノベーションロード（INNOVATION ROAD）」がオープンするなど、今後、さらに八幡駅で乗降し、駅周辺を訪れる人の増加が見込まれる地区です。

「浜松市立地適正化計画⁹」においても、八幡駅周辺の遠州鉄道鉄道線沿線は公共交通を便利に利用しながら暮らせるよう居住促進を図る区域（居住誘導区域¹⁰）に定められており、当地区は生活しやすく利便性の高い居住環境を目指しています。

こうした中、昭和60年には、八幡駅が鉄道高架駅として整備（第一期工事）されていますが、現在バリアフリー化がされておらず、不便な状況にあります。このほか、平成17年策定の「交通バリアフリー基本構想」では、浜松駅を中心とした概ね500m～1kmの地区を「重点整備地区」として指定し、バリアフリー化整備が行われましたが、八幡駅はその地区外にあたります。

このため、八幡駅と遠州病院駅のほぼ中間に位置する遠州病院へのアクセスについては、交通バリアフリー基本構想区域に隣接している遠州病院駅からのバリアフリー化（視覚障がい者誘導用ブロック整備など）が図られている一方で、八幡駅側からはバリアフリー化されていない状況にあります。

⁸ 医療提供施設：医療法で規定された、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局、その他の医療を提供する施設。

⁹ 浜松市立地適正化計画：居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

¹⁰ 居住誘導区域：人口減少の中においても人口密度を維持することにより、生活サービスが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき地域。

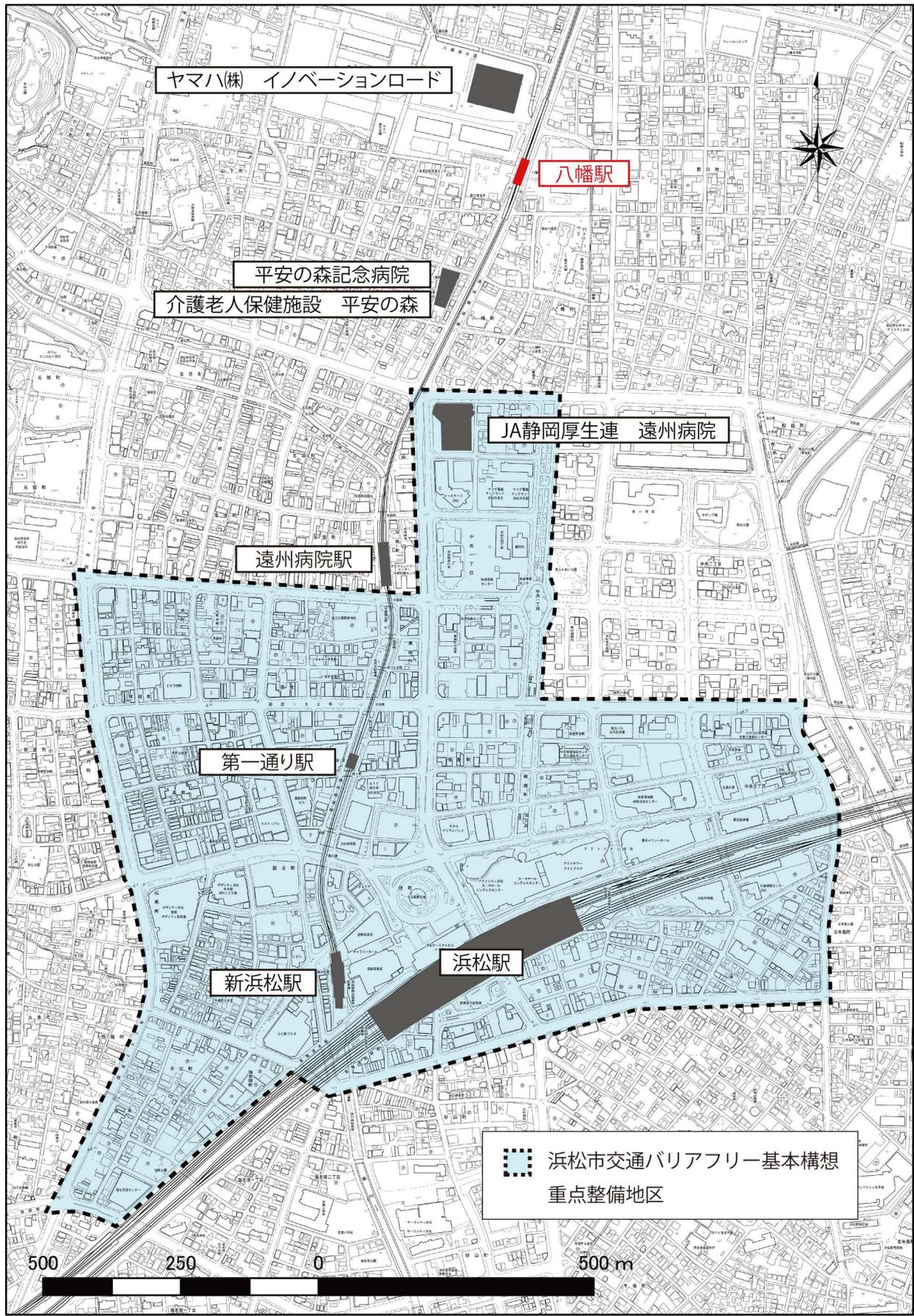


図6 八幡駅周辺位置図

2.2 八幡駅周辺の現況・課題

(1) 人口等統計結果

令和2年4月1日現在の八幡駅周辺4町（野口町、八幡町、中沢町、元浜町）の合計人口は7,226人、世帯数は3,713世帯です。また、高齢人口（65歳以上）は2,198人です。近年、人口は減少傾向（図7）を示し、高齢人口の増加（図8）が見られます。高齢化率は30.4%で、日本の高齢化率28.1%（令和元年度「高齢社会白書」）よりも高い値となっています。高齢者の増加に伴い、住民生活にとってのバリアフリー化が今後も重要であると考えられます。

また、八幡駅が位置する中区は9,695人の外国人が居住しており、浜松市全体の約4割に当たります。外国人人口は増加傾向（図9）を示しており、多文化共生の観点からもバリアフリー化はとても重要です。

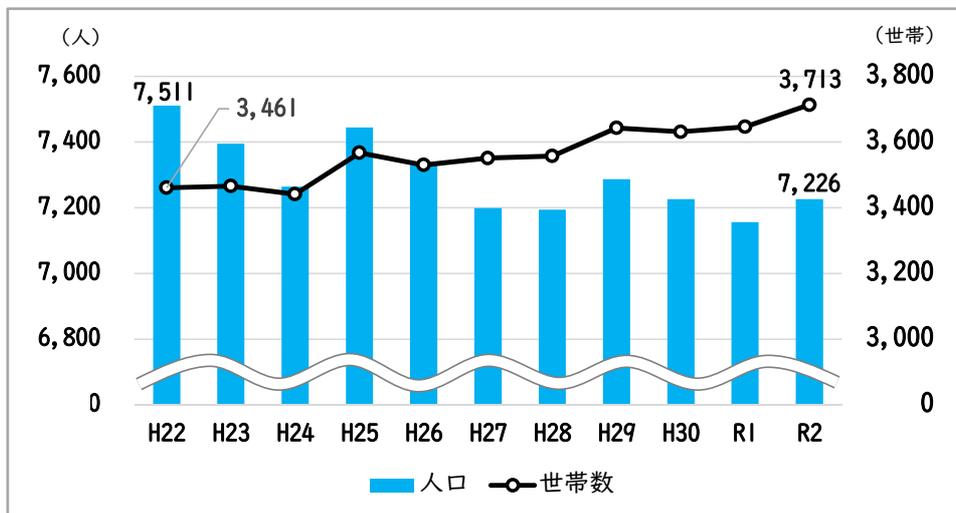


図7 人口及び世帯数の推移（八幡駅周辺4町の合計）

出典：浜松市住民基本台帳（各年4月1日現在）

※H24以降の人口は外国人住民を含めた値

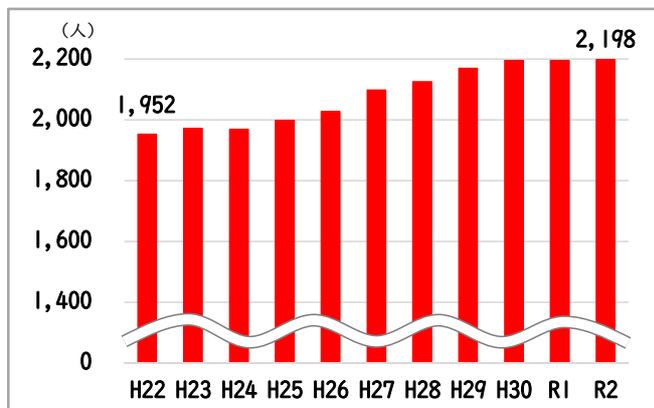


図8 高齢人口の推移（八幡駅周辺4町の合計）

出典：浜松市住民基本台帳（各年4月1日現在）

※H24以降の人口は外国人住民を含めた値

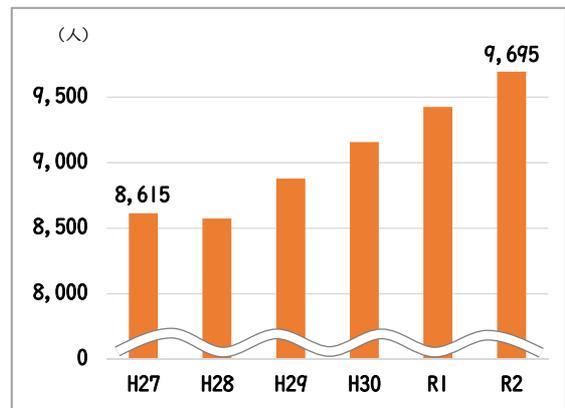


図9 外国人人口の推移（中区）

出典：浜松市住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 八幡駅利用実態調査（乗降客数調査）の結果

八幡駅の乗降客数の現状を把握するため、乗降客数調査を行いました。

【調査概要】

対象者

小学生以上の乗降客

調査日時

平日 令和2年6月3日（水） 7:00～20:00

休日 令和2年6月6日（土） 7:00～20:00

調査の方法

改札口付近で乗降客数をカウントしました。また、1時間毎の降車する学生（小学生から高校生まで）と学生以外を降りる方向別にカウントしました。また、全体の乗車客数もカウントしました。



図10 乗降客数調査 調査風景

調査結果

八幡駅の1日の乗降客数は平日1,560名、休日589名でした。今回の調査は新型コロナウイルス感染症への社会的対応（外出自粛等）の影響を受けていると考えられます。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない過去3年間の八幡駅の1日平均の乗降客数を統計資料で見たところ、令和元年は2,179人（図11）と年々増加していることがわかりました。

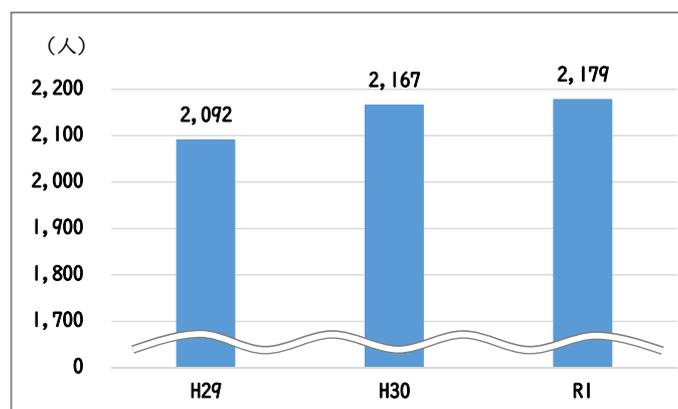


図11 平均乗降客数

資料：遠州鉄道株式会社

降車客数の推移を時間毎に見ると、学生は平日、休日ともに8時から9時が最も多く60人程度が降車し、学生以外は、平日の8時から9時に多い状況です。

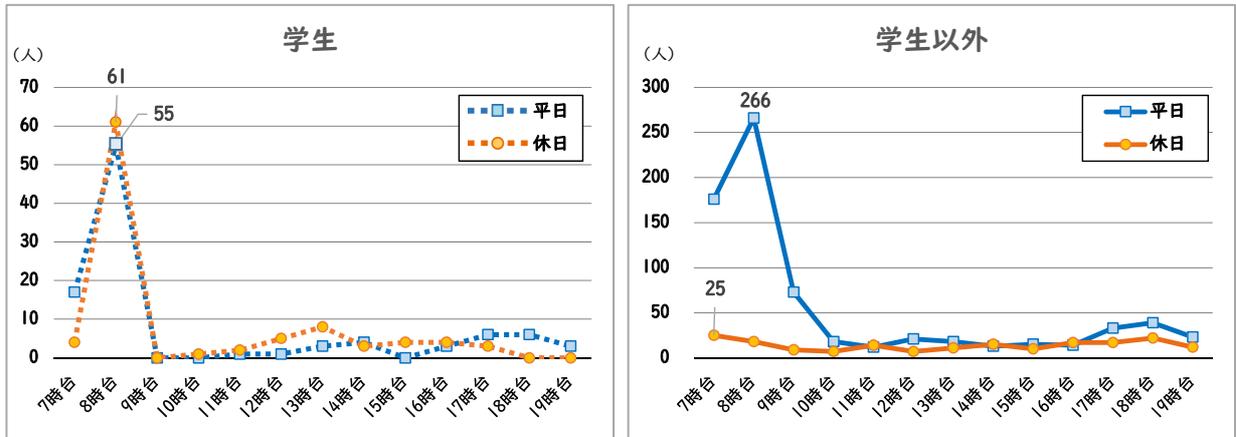


図 12 降車客数の推移

降車客数を降りる方向別にみると、学生はほとんどが西側出口から歩道橋を南（②方向）に降りて通学します。学生以外は、西側出口から歩道橋を北（①方向）に降りる人が多い状況です。

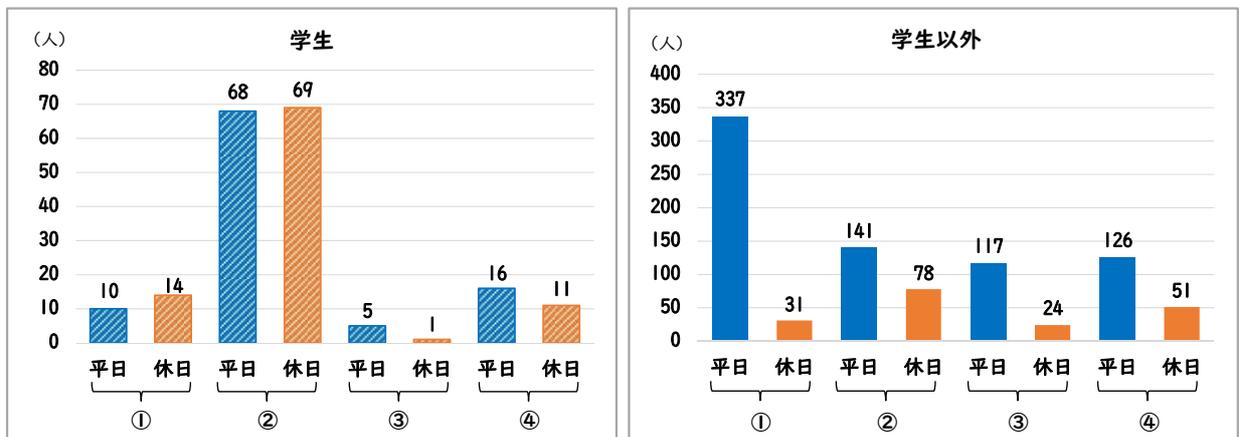
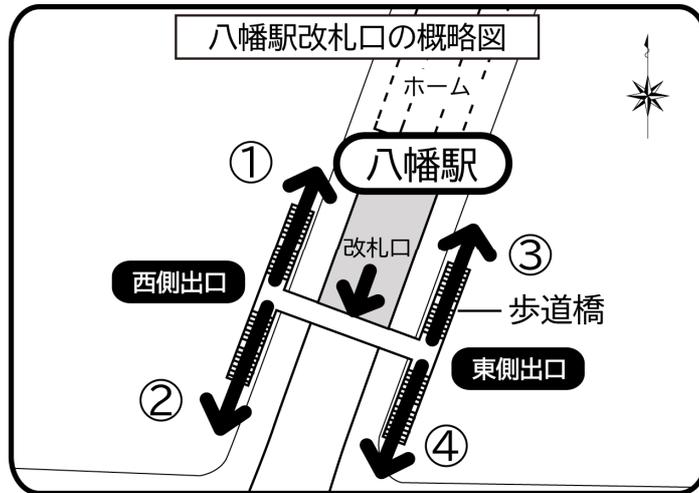


図 13 方向別降車客数

(3) 八幡駅利用実態調査（ヒアリング調査）の結果

八幡駅の降車客の行先や、帰りの利用状況を把握するとともに、駅周辺のバリアフリー化に関する意見を把握するため、ヒアリング調査を行いました。

【調査概要】

対象者

八幡駅の学生以外の降車客、新浜松駅の降車客（休日）

調査日時

平日 令和2年6月3日（水） 7:00～20:00

休日 令和2年6月6日（土） 7:00～20:00

調査の方法

改札口を出たところで、降車客に対し聞き取り調査を行いました。

聞き取りが難しい場合は、画板に調査用紙と筆記具をセットしたものを渡して記入していただきました。もしくは、調査用紙を渡し、帰りに駅窓口カウンターに設置した回収箱に投函していただきました。回収箱は翌日10時まで設置しました。

また、現在車いす等で八幡駅の利用が難しい方々の意見も把握するため、休日調査は、新浜松駅においても同じ方法で行いました。



八幡駅調査風景



新浜松駅調査風景

図14 ヒアリング調査 調査風景

調査結果

平日 356 名、休日 150 名に回答をいただきました。回答者の年齢は、平日は 30～60 代の回答が多く、休日は 20～50 代が多い結果となりました。

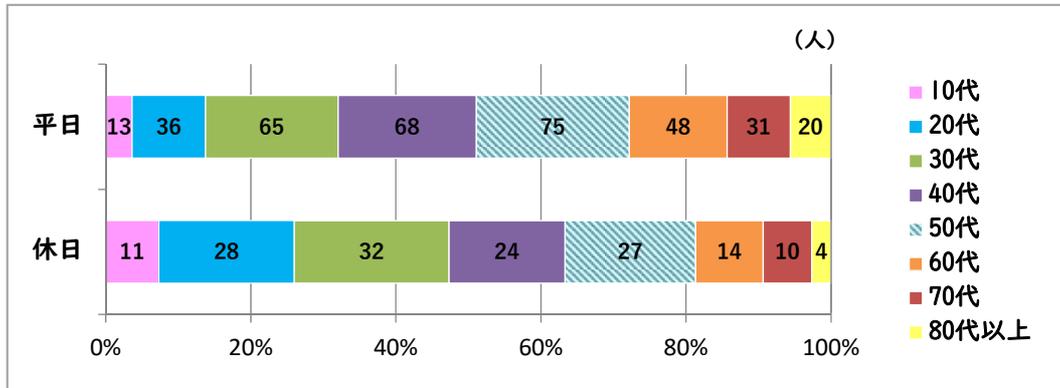


図 15 回答者の年齢

行先について回答いただいたのは、上記の回答者のうち、平日 270 名、休日 67 名でした。このうち平日は駅から「会社」へ行く通勤利用が特に多く、休日の通勤利用は少ない状況です。

また、八幡駅から医療提供施設を利用する人が、平日と休日ともに一定数いることを確認しました。なお、調査実施時には新型コロナウイルス感染症の影響があり、受診を控える人もいた可能性を勘案すると、より多くの人々の利用があるものと考えられます。

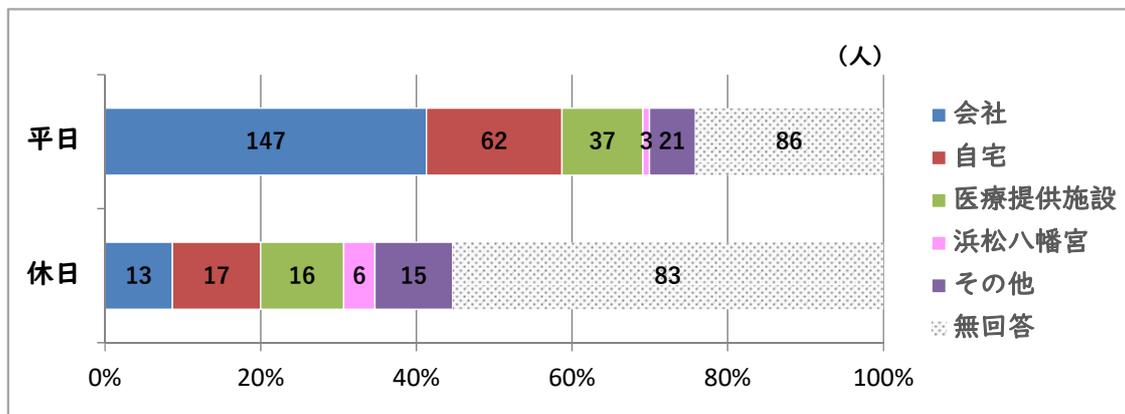


図 16 回答者の行先

表 1 「その他」の行先

	行先	回答数
平日	ショッピングセンター	6 件
	知人の家	2 件
	クリエート浜松、パン屋、花屋、美容室、平野美術館、静岡文化芸術大学等各 1 件	13 件
休日	ショッピングセンター	3 件
	知人の家	3 件
	近くを散歩する	3 件
	美容室、平野美術館等各 1 件	6 件

八幡駅は、近隣の医療提供施設の受診に多く利用されていることが分かります。

バリアフリー化についての自由意見には、駅の階段が辛いため、エレベーター等の設置を望む意見が286件と多数寄せられました。高齢者や障がい者、妊婦、ベビーカーを使用する方、病院を受診する方、また世界的企業ヤマハ株式会社の本社があるためスーツケースを持った海外からの来客などの利用に対する配慮が求められています。

さらに、八幡駅のトイレが男女共用の和式トイレであることから、駅のトイレを使いやすくしてほしいという意見、駐輪場から自転車をはみ出して歩行を妨げているという意見、歩道の段差を解消し視覚障がい者誘導用ブロックを設置してほしいという意見、パニック発作時など困った時にサポートしてくれる人がいると助かるという意見も寄せられました。

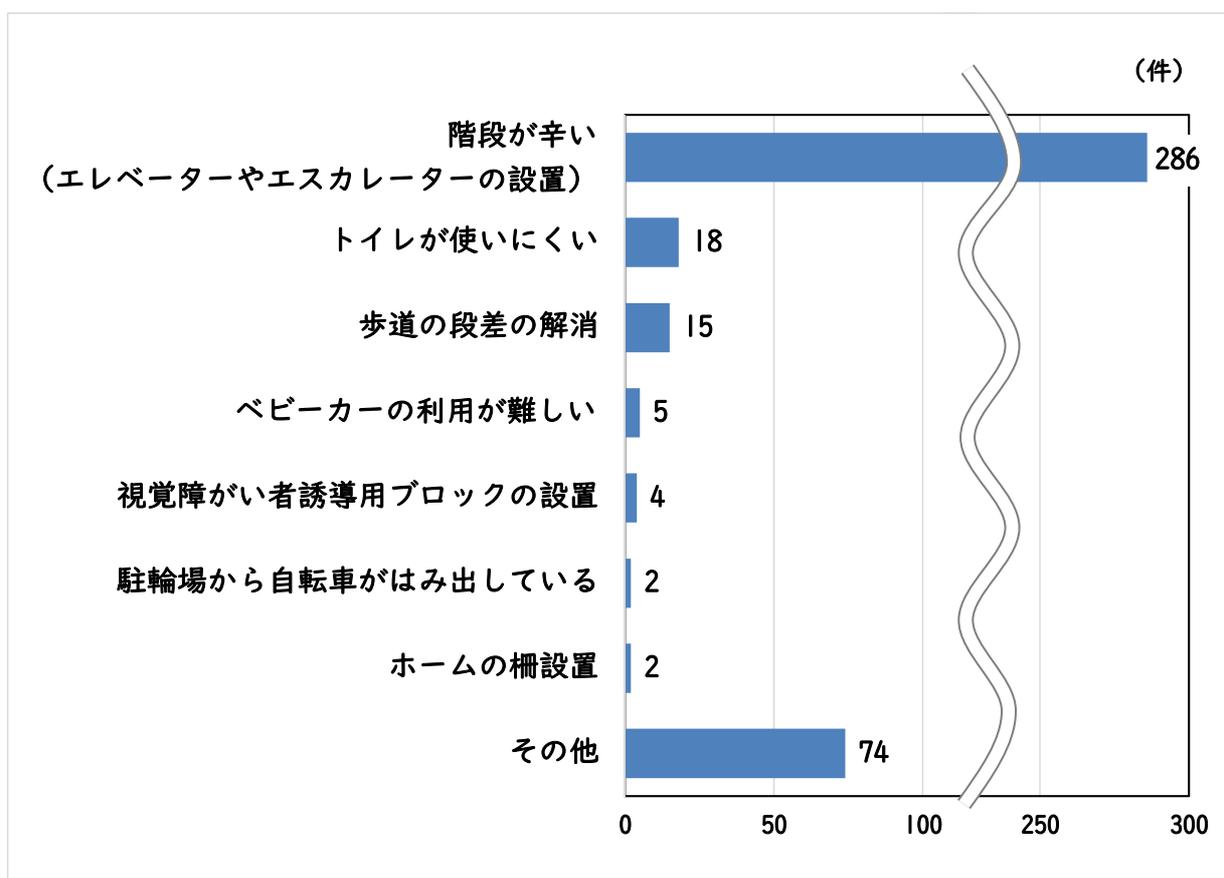


図 17 主な自由意見

(4) まち歩き調査の結果

八幡駅周辺のバリアフリー化に関する当事者の意見を把握するため、まち歩き調査を行いました。

【調査概要】

対象者

地区住民（高齢者、子育て世代等）及び障がい者 12名

調査期間

令和2年5月18日（月）～6月3日（水）

調査の方法

調査期間の任意の日時に八幡駅周辺を歩き、回答用紙に気づいたことを記入していただき、郵送で回収しました。

調査結果

歩道の段差や凹凸に関する意見が最も多く64件、八幡駅に関する意見が20件、横断歩道の段差等に関する意見が11件、視覚障がい者誘導用ブロックに関する意見が10件など、合計150件の意見が寄せられました。

表2 まち歩き調査の意見

項目		件数	人数	課題となる事項
八幡駅		20件	11名	エレベーター、手すり、多目的トイレ、音響チャイム、転落防止柵の設置、ドアや改札の幅、駐輪場等
歩道	段差や凹凸	64件	12名	歩道と車道の段差（インターロッキングブロックの沈下等）、街路樹の根上がり、マンホール等の段差、タイルの破損等
	道路幅員	5件	4名	道路幅員が狭い等
	ベンチ	5件	5名	老朽化、高さが低い、増設等
	視覚障がい者誘導用ブロック	10件	7名	視覚障がい者誘導用ブロックの設置、破損等
	その他	14件	8名	フラワーポットの撤去等
横断歩道	段差等	11件	4名	段差や凹凸、線が薄い、増設等
交差点	音響信号機	7件	2名	設置
	信号機	7件	5名	待ち時間が長い、青の時間が短い
	その他	3件	3名	ガードレールの設置、車の速度が速い
その他		4件	4名	施設入口と歩道が重なり危険等

八幡駅については、ヒアリング調査と同様に、「階段が辛い」「トイレが使いにくい」「駐輪場から自転車がはみ出している」「ホームの転落防止柵の設置」等が主な課題となっています。

市道曳馬中田島線については、「視覚障がい者誘導用ブロックの設置」「歩道のインターロッキングブロックの沈下や街路樹の根上がりによる段差」「交差点における音響信号機の設置」等が主な課題となっています。



図 18 現況課題図

2.3 基本方針

八幡駅周辺地区の課題を解決するため、以下の3つの方針を設定します。

● 八幡駅周辺のバリアフリー化の促進

高齢者や障がい者、外国人などあらゆる人が安心・安全に利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの整備を進めます。

● 当事者視点でのバリアフリー化の促進

地域住民や高齢者、障がい者団体などの協力のもと、当事者の視点に立った整備を進めます。

● 心のユニバーサルデザインの促進

ハード的な施策で解決できない問題はソフト的な施策で補えるよう「心のユニバーサルデザイン」を醸成する取組を進めます。

2.4 構想期間

本基本構想の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、5年を目途に見直しを行うものとします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
八幡駅周辺 バリアフリー 基本構想					
					次期計画に 向けての 見直し

図 19 構想期間

2.5 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区の区域の設定

調査の結果、回答した八幡駅利用者のうち、高齢者を含む平日 14%、休日 24%の方が、八幡駅から市道曳馬中田島線や市道山下野口 1 号線を通り遠州病院や平安の森記念病院等の医療提供施設を利用しており、まち歩き調査の結果と併せて、駅及び経路のバリアフリー化が求められています。

また、調査の際は、新型コロナウイルス感染症対策のため、ヤマハ株式会社のイノベーションロードは一時休館（令和 2 年 2 月 28 日～令和 2 年 6 月 30 日）していましたが、年間約 3 万人（令和元年度）の来館があったことから、開館後は八幡駅からの来館者が増えることが見込まれます。

このため、誰もが快適に楽しみ訪れることのできるユニバーサルツーリズム対応の重要性は増しており、面的・一体的な整備が必要です。

これらの現状や基本方針に基づき、図 20 のとおり、重点整備地区（約 14.4ha）を設定します。

(2) 生活関連施設と生活関連経路の設定

以下の施設は、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設であることから、生活関連施設に設定します。また、これらを結ぶ市道曳馬中田島線と市道山下野口 1 号線を生活関連経路に設定します。

表 3 生活関連施設一覧

分類	施設名
旅客施設（鉄道駅）	八幡駅
医療提供施設	遠州病院
	平安の森記念病院
	介護老人保健施設平安の森
文化施設等（企業ミュージアム）	ヤマハ株式会社イノベーションロード

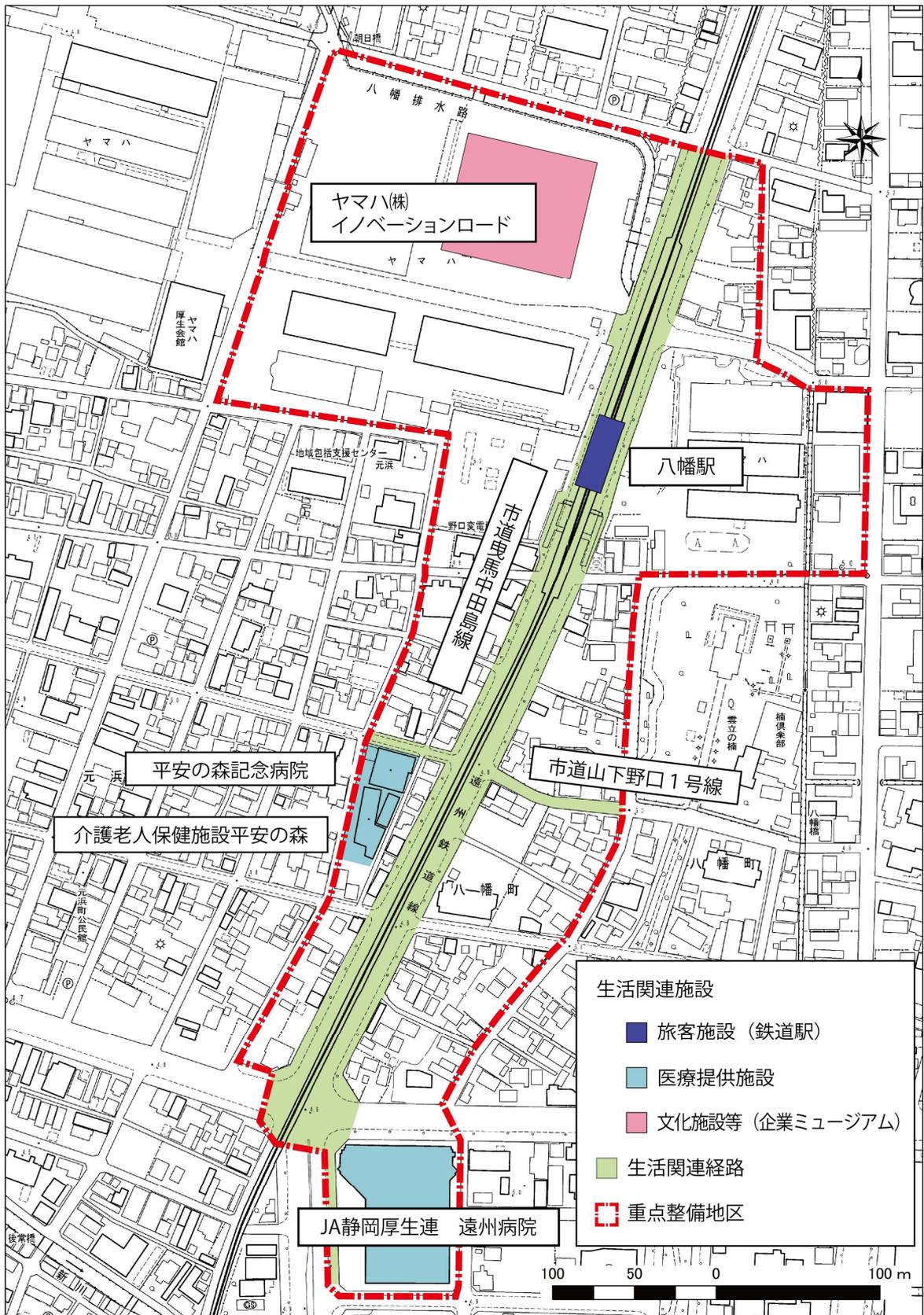


図 20 重点整備地区 区域図

2.6 特定事業

各事業については、各施設設置管理者と協議を行い、ハード・ソフトにおける具体的な整備事業内容を計画し、内容により前期・後期の2段階で整備目標時期を定めます。

前期	令和5年度まで	後期	令和7年度まで
----	---------	----	---------

(1) 公共交通特定事業（事業者：遠州鉄道株式会社 対象施設：八幡駅）

事業内容	実施時期	
	前期	後期
エレベーターの設置（コンコース⇄ホーム）	○	
多目的トイレの設置	○	
視覚障がい者誘導用ブロックの設置（内方線付、ホーム）	○	
視覚障がい者誘導用ブロックの設置（コンコース）	○	
ホーム転落防止柵の設置	○	
ホームの嵩上げ	○	
触知案内板の設置（コンコース）	○	
自動扉の設置（駅舎出入口）	○	

(2) 道路特定事業（事業者：浜松市 対象施設：市道曳馬中田島線、市道山下野口1号線）

事業内容	実施時期	
	前期	後期
横断歩道橋のエレベーターの設置（地上⇄コンコース）	○	
歩道巻込部のUDブロックの更新		○
視覚障がい者誘導用ブロックの設置		○

(3) 交通安全特定事業（事業者：静岡県公安委員会 対象施設：市道曳馬中田島線）

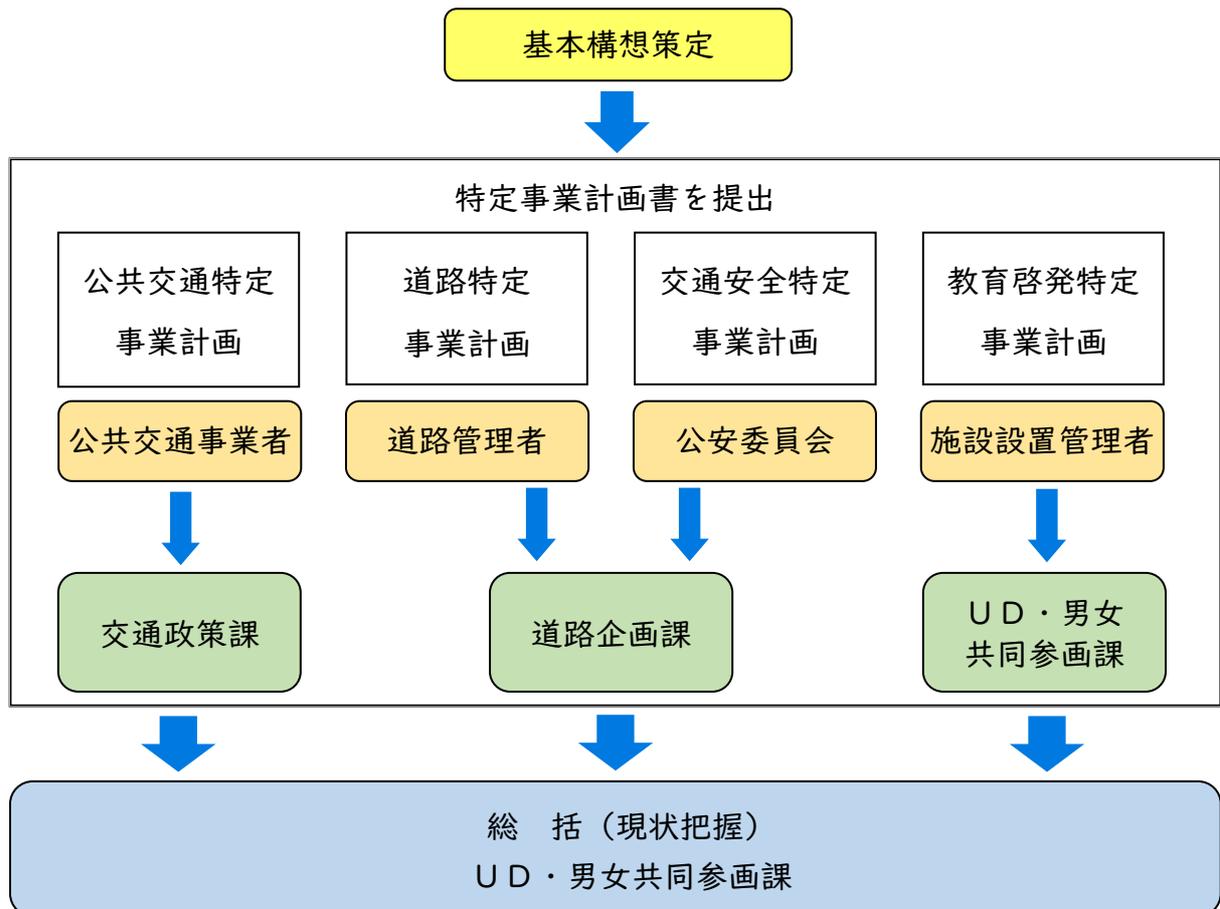
事業内容	実施時期	
	前期	後期
主要交差点への音響信号機の設置		○
エスコートゾーンの設置		○

(4) 教育啓発特定事業（事業者：遠州鉄道株式会社 P30 に詳細を記載）

事業内容	実施時期	
	前期	後期
声掛けサポーター養成講座	○	○
サービス介助士の資格取得	○	

2.7 特定事業の円滑化

基本構想で示した特定事業については、特定事業計画書を作成し、これに基づいて事業を実施することがバリアフリー法において義務づけられています。そのため、各事業者は基本構想策定後、速やかに特定事業計画書を作成する必要があります。
(P25～P28 記載例参照)



※特定事業計画完了報告書についても同様

図 21 特定事業計画の流れ

表4 特定事業計画書 記載例

記載例

特定事業計画書

(作成日：令和3年2月1日)

生活関連施設/生活関連経路区間	〇〇施設			
管理者名	〇〇株式会社			
特定事業内容	事業量	事業費 ^{※1} (千円)	実施予定期間 ^{※2}	
			着手	完了
多機能トイレをオストメイト対応式に改良	1箇所	400	令和3年 4月	令和5年 3月
視覚障がい者誘導用ブロックの設置	86m	1,282	令和7年 4月	令和8年 3月
資金調達の方法 ^{※3}	自己資金			
事業実施に際して 配慮すべき重要事項	トイレのスペースが狭いため、オストメイト水洗器具は簡易型を整備。			
<p>【事業実施箇所図、写真等】^{※4}</p> <p>※1 事業費が確定していない場合は、現時点で分かる範囲の概算を記入して下さい。</p> <p>※2 着手年月日が未定の場合は、空欄で構いません。 完了年月日が未定の場合は、下記基本構想の目標とする整備時期に合わせて下さい。 ・早期に整備が図られるもの等については、令和6年3月（前期：令和5年度まで） ・大規模な改修が必要なもの等については、令和8年3月（後期：令和7年度まで）</p> <p>※3 自己の資金を使う場合は自己資金と記入して下さい。国、県、市等の補助金等で行う場合は、その資金の名称を記入して下さい。</p> <p>※4 整備箇所がわかる図面や写真等を添付して下さい。その他に整備に関する資料等があれば適宜添付して下さい。</p>				

表5 特定事業完了報告書 記載例

記載例 特定事業計画完了報告書

(作成日：令和8年1月20日)

生活関連施設/生活関連経路区間	〇〇施設			
管理者名	〇〇株式会社			
特定事業内容	事業量	事業費 (千円)	実施期間 ^{※1}	
			着手	完了
多機能トイレをオストメイト対応式に改良	1箇所	360	令和3年 4月	令和5年 1月
視覚障がい者誘導用ブロックの設置	86m	1,282	令和7年 4月	令和7年 12月
<p>【完了後 事業実施箇所図、写真等】</p> <p>※1 実際の着手・完了年月を記入して下さい。</p>				

表 6 教育啓発特定事業計画書 記載例

記 載 例

教育啓発特定事業計画書

(作成日：令和3年2月1日)

事業名称	教育啓発特定事業			
事業実施者	〇〇株式会社			
主な関係者	市内の小学校			
特定事業内容	実施場所	事業費 ^{※1} (千円)	実施予定期間 ^{※2}	
			着手	完了
バリアフリー教室（高齢者、障がい者等の疑似・サポート体験）	市内の小学校や 〇〇センター	〇〇	令和3年度	令和7年度
公共交通事業者向け接客研修	〇〇センター	〇〇	令和3年度	令和7年度
資金調達の方法 ^{※3}				
事業実施に際して 配慮すべき重要事項	バリアフリー教室の実施に際しては、毎年度あらかじめ教育委員会に事前に相談した上で、対象となる小学校を特定する。具体的なバリアフリー教室を計画する際には、当該小学校の教職員に過度な負担が生じないように、実施主体側で十分な人員を確保したり、準備段階で必要な配慮を行う。			
【事業実施箇所図、写真等】 ^{※4}				
<p>※1 事業費が確定していない場合は、現時点で分かる範囲の概算を記入して下さい。</p> <p>※2 着手年月日が未定の場合は、空欄で構いません。 完了年月日が未定の場合は、下記基本構想の目標とする事業実施時期に合わせて下さい。 ・早期に実施するもの等については、令和5年度（前期：令和5年度まで） ・必要に応じて継続して実施していくもの等については、令和7年度（後期：令和7年度まで）</p> <p>※3 自己の資金を使う場合は自己資金と記入して下さい。国、県、市等の補助金等で行う場合は、その資金の名称を記入して下さい。</p> <p>※4 実施場所がわかる図面や写真等を添付して下さい。その他に実施に関する資料等があれば適宜添付して下さい。</p>				

表 7 教育啓発特定事業完了報告書 記載例

記載例

教育啓発特定事業計画完了報告書

(作成日：令和 8 年 3 月 2 0 日)

事業名称	教育啓発特定事業			
事業実施者	〇〇株式会社			
主な関係者	市内の小学校			
特定事業内容	実施場所	事業費 (千円)	実施予定期間 ^{※1}	
			着手	完了
バリアフリー教室（高齢者、障がい者等の疑似・サポート体験）	市内の小学校や 〇〇センター	〇〇	令和 3 年度	令和 7 年度
公共交通事業者向け接客研修	〇〇センター	〇〇	令和 3 年度	令和 7 年度
【完了後 事業実施箇所図、写真等】				
<p>※1 実際の着手・完了年度を記入して下さい。</p>				

2.8 心のユニバーサルデザイン等のソフト施策

本市は「思いやりの心が結ぶ優しいまち」を実現するため、ユニバーサルデザインに配慮した道路や建物などのハード整備だけで解決できない部分を一人ひとりの「心のユニバーサルデザイン」で補うための取組を図ります。

市の取組

(1) 啓発活動

①UD学習支援事業等の実施

子供から大人まで「心のユニバーサルデザイン」についての理解が深まり、意識の醸成が図れるよう多様な講座を提供していきます。



図 22 UD学習支援事業

②イベント等での周知

各施設設置管理者が身体障がい者用駐車場の整備といったハード面のバリアフリー化を進めたとしても、目的外の利用等により、本当に必要としている方が利用できないという事例も少なくありません。全ての方が利用しやすい快適な環境整備の実現に向け「心のユニバーサルデザイン」についてイベント等での周知・啓発を図ります。

- ・ 障害者週間（12月3日～12月9日）
- ・ 浜松市ユニバーサルデザイン週間（11月1日を含む週）

(2) UD教育の推進

①地域住民や事業者等に対する研修の実施

「心のユニバーサルデザイン」のリーダーとしてユニバーサルデザインを推進、実践する人材育成に取り組んでいきます。



図 23 地域住民や事業者等に対する研修

地域の取組

(1) 遠州鉄道株式会社

①声掛けサポーター養成講座（毎年1月実施）

静岡県と協力し、一般の方とともに、駅員、運転士、車掌が参加し、障がいのある方への声掛けや駅ホームでのケーススタディの実施

（P23 教育啓発特定事業）



図 24 声掛けサポーター養成講座

②サービス介助士の資格取得

駅員、運転士、車掌全員のサービス介助士資格取得に取り組む

（P23 教育啓発特定事業）

(2) 遠州病院

①市民公開講座（奇数月、第3土曜日実施）

近隣住民等を対象に医師もしくは有資格者より健康情報、医療についての講座の実施

【対象・募集方法】利用者・自治会に案内、HP 周知、申込不要

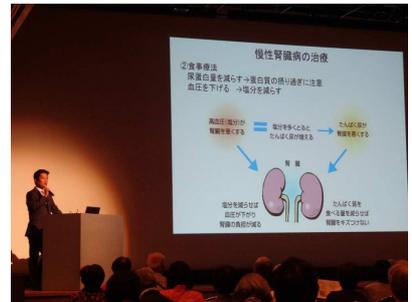


図 25 市民公開講座

②広域災害訓練（11月土曜日実施）

病院職員、近隣住民、自治会、遠州鉄道職員、外国人ボランティア等で大規模災害を想定したトリアージ訓練の実施

【対象・募集方法】自治会に案内



図 26 広域災害訓練

(3) 平安の森記念病院、介護老人保健施設平安の森

①平安の森まつり（毎年8月又は9月実施）

利用者、家族、地域の方との交流イベントの実施

【対象・募集方法】利用者・家族・自治会に案内



図 27 平安の森まつり

②浜松まつり八幡町子供練り

5月3日に利用者、家族、地域の方と子供練りを通して交流を実施

【対象・募集方法】利用者・家族に案内



図 28 浜松まつり

③リハビリ教室や出張医療介護相談等（年4回程度）
地域の高齢者等を対象に実施

【対象・募集方法】自治会・地区社協・民生委員を通じて案内



図 29 高齢者交流会

(4)ヤマハ株式会社

①イノベーションロード見学（年間を通して実施）
教育機関等の積極的な見学の実施

【対象・募集方法】予約制

②ものづくり教室（年3回程度実施）

イノベーションロード等において楽器づくり体験の実施

【対象・募集方法】小学生と保護者対象、予約制



図 30 ものづくり教室

③コンサート

（毎年10月：ハママツ・ジャズ・ウィーク期間中）
イノベーションロード等でのコンサートや市内小・中学校への出前コンサートの実施

【対象・募集方法】申込制



図 31 コンサート

④UD出前講座「音のユニバーサルデザイン」
（年2回程度）

市内小・中学校に対し、聴覚に障がいのある方や外国人等に内容を伝える音の技術を学ぶ講座を実施

【対象・募集方法】小中学校に案内



図 32 UD出前授業

3. 参考資料

3.1 八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定協議会

(1) 八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の策定及び実施に当たり、法第26条第1項に規定する協議会として八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議及び基本構想実施に係る連絡調整をする。

- (1) 法に基づく八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者の関係団体
- (3) パラスポーツ関係者
- (4) 自治会
- (5) 関係する施設設置管理者
- (6) 静岡県公安委員会
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 協議会は、事務局が招集し、司会、進行をする。

- 2 都合により欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

(庁内連携会議の設置)

第5条 協議会に対し、第2条の協議及び基本構想実施に係る連絡調整を円滑に行うため、情報収集、関連分野の調整及び素案の作成を行う庁内連携会議を設置する。

2 庁内連携会議は、別記に掲げる者をもって組織する。

(事務局)

第6条 協議会及び庁内連携会議に、その事務を処理させるため別記に掲げる者をもって事務局とする。

2 事務局の総括は、UD・男女共同参画課が行う。

附則

この要綱は令和2年3月2日から施行する。

別記

八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定庁内連携会議

	部名	課名
1	健康福祉部	障害保健福祉課
2	健康福祉部	高齢者福祉課
3	産業部	産業振興課
4	都市整備部	都市計画課
5	都市整備部	交通政策課
6	土木部	道路企画課
7	市民部	UD・男女共同参画課

八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定事務局

	部名	課名
1	市民部	UD・男女共同参画課
2	都市整備部	交通政策課
3	土木部	道路企画課

(2) 八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定協議会名簿

所属 50 音順 (敬称略)

所 属	所属・役職	氏 名	備 考
遠州鉄道株式会社	鉄道営業所長	山本 賢人	
静岡文化芸術大学	図書館・情報センター長	伊豆 裕一	
障害者施策連絡会代表	浜松の福祉を考える会	小田木 一真	
JA 静岡厚生連 遠州病院	事務次長	太田 健一	
自治会 アクト地区自治会連合会	会長	小名木 秀雄	
自治会 北地区自治会連合会	会長	藤野 直也	
自治会 八幡町自治会	会長	田畑 茂	
中部運輸局	交通政策部消費者行政・情報課長	小野田 勝巖	
浜松中央警察署	交通第一課長	新貝 哲夫	
パラスポーツ関係者	浜松ボッチャ倶楽部 COOL	北澤 和寿	
平安の森記念病院	地域連携部長	坂口 眞也	
ヤマハ株式会社	総務部長	中村 勝也	
浜松市 障害保健福祉課	課長	田中 孝太郎	～令和2年3月31日
		久保田 尚宏	令和2年4月1日～
浜松市 高齢者福祉課	課長	小池 恒弘	～令和2年3月31日
		渡辺 貴史	令和2年4月1日～
浜松市 産業振興課	課長	村上 広幸	～令和2年7月31日
		江馬 正信	令和2年8月1日～
浜松市 都市計画課	課長	井熊 久人	
浜松市 交通政策課	課長	鈴木 浩治	
浜松市 道路企画課	交通安全対策担当課長	山本 正孝	～令和2年3月31日
		小林 正人	令和2年4月1日～
浜松市 UD・男女共同参画課	課長	鈴木 江利子	～令和2年3月31日
		新谷 直幸	令和2年4月1日～

3.2 浜松市ユニバーサルデザイン審議会

(1) 浜松市ユニバーサルデザイン審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市ユニバーサルデザイン条例(平成14年浜松市条例第100号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、浜松市ユニバーサルデザイン審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審議会は次に掲げる事項を行う。

- (1) ユニバーサルデザイン関連施策の調査審議に関すること。
- (2) 浜松市ユニバーサルデザイン計画の推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げる事項に関する評価について、市長へ報告又は提言すること。
- (4) そのほか、ユニバーサルデザインの推進に関する事項

(部会)

第3条 審議会に必要と認める場合は、部会を置くことができる。

(会議の秩序保持等)

第4条 会長は、会議の議長として、議場の秩序を保持し、議事を整理する。

(会議の公開)

第5条 会議の公開は、浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱(平成14年4月1日施行)第8条から第11条までの規定を除き、浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱に定めるところにより行う。

2 浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱第6条に規定する会議を傍聴できる者の数は、5人以上において会長が決定する。

(傍聴手続きの特例)

第6条 会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会予定時刻までに受付簿に氏名及び住所を記入し会場に入ることとする。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員になり次第終了する。

(事務局)

第7条 審議会に事務局を置く。

2 事務局は、UD・男女共同参画課に置く。

(会議録)

第8条 審議会の会議録の作成及び公開については、浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱（平成14年4月1日施行）に定めるところにより行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月7日から施行する。

この要綱は、平成16年6月17日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(2) 浜松市ユニバーサルデザイン審議会名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

(敬称略)

役職	所属・役職	氏名	備考
会長	静岡文化芸術大学 図書館・情報センター長	伊豆 裕一	
副会長	浜松商工会議所 女性会 監事	太田 順子	
委員	NPO法人 浜松市身体障害者福祉 協議会 理事	兼子 とみ江	～令和2年3月31日
	同 副会長兼事務局長	倉橋 千弘	令和2年4月1日～
委員	認定NPO法人 はままつ子育て ネットワークぴっぴ 副理事長	鈴木 里枝子	
委員	公益財団法人 浜松国際交流協会 中国語相談員	趙 驕陽	
委員	公益財団法人 浜松・浜名湖ツーリズム ビューロー 常務理事・事務局長	中西 利充	～令和2年3月31日
		石塚 良明	令和2年4月1日～
委員	認定NPO法人 浜松NPOネットワーク センター ICT支援者リーダー	松井 章子	
委員	遠州鉄道株式会社 運輸業務次長	平松 達宏	～令和元年5月31日
	同 運輸業務部長	諸井 宏司	令和元年6月1日～
委員	浜松市教育委員会委員	安田 育代	
委員	公募委員	吉林 久	

3.3 基本構想策定の経過

年月日	内容
令和2年 1月30日	作業部会
2月17日	第1回八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定庁内連携会議
3月2日	第1回八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定協議会
3月16日	令和元年度第3回浜松市ユニバーサルデザイン審議会
5月12日	作業部会
5月18日～6月3日	まち歩き調査
6月3日 6月6日	八幡駅利用実態調査（乗降客数調査、ヒアリング調査）
7月2日	作業部会
7月6日	令和2年度第1回浜松市ユニバーサルデザイン審議会
8月6日	作業部会
8月21日	第2回八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定庁内連携会議
8月31日	第2回八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定協議会
9月29日	第3回八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定庁内連携会議
10月9日	令和2年度第2回浜松市ユニバーサルデザイン審議会
10月16日	第3回八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定協議会

3.4 八幡駅利用実態調査（ヒアリング調査）、まち歩き調査の主な意見

(1) 八幡駅利用実態調査（ヒアリング調査）

<主な自由意見>

項目		意見
駅の階段、エレベーター設置	全ての人の利用	エスカレーターとエレベーターがあればもっと様々な人がこの駅を利用できると思います。
		公共交通機関なので、誰もが利用出来る駅に一日でも早くなるべきです。
		階段しかないのでこの駅を利用できない人がいると思います。
		エレベーターの設置をお願いしたい。障がい者の方はもちろん、お子さん連れや高齢の方、スーツケースを運んでいる方などの助けになると思います。
	車いすの利用	階段になっているため、車いすは利用出来ない。エレベーターなどが設置されていれば、八幡駅を利用したいと思う。
		車いすを利用しているので、早くエレベーターを付けてほしい。雨にぬれないように。
		車いすの方は助信からわざわざ降りていると聞いている。エレベーターがほしい。
	高齢者の利用	駅、改札内階段が多くて、高くて、高齢の方が大変そうです。直した方が良いかも。
		エレベーターがあれば良い、みんな喜ぶ。お年寄りの荷物をサラリーマンが運ぶ手伝いをしていた。本当に大変だと思った。
		お年寄りの利用が多いのでエレベーターをつけた方がいい。
	障がい者の利用	足の不自由な方には、エレベーターが設置してある遠州病院駅が最寄り駅となるため、八幡駅にもエレベーターが設置されるとありがたいです。
		足を悪くされている方がいるので、ぜひバリアフリーは検討してほしいです。エレベーターもほしいです。
		階段が多すぎてつらい。足の不自由な母、祖母も本当は利用したくても出来ない状況です。エレベーターやエスカレーターを一刻も早く作ってほしいです。
	けがした時の利用	けがして歩けなくなったときに、八幡駅にエレベーターやエスカレーターがなくて大変でした。ぜひバリアフリーにして下さい。
		膝をけがしているので階段がつらい。エレベーターがほしい。
子連れ、ベビーカーでの利用	今は少し子供が大きくなったが、小さい時は駅を降りた時他の方が荷物を持ってくれたりしたので、エレベーターは設置してほしい。	
	ベビーカーが利用できなくて困っていた。ベビーカーを利用する時は、周辺の駅を利用するしかなかった。	
大きな荷物を持つての利用	大きい荷物があると不便のため、エレベーターがほしい。お年寄りや不自由な方にとって、配慮された設計になると良い。古いままと思う。	
	出張等の際、スーツケースを利用することが多く、エレベーター等が設置されていると良いと思います。	
	荷物が多い時、特にスーツケースを持っている時大変なので、エレベーターがほしい。	
妊婦の利用	妊娠中で全ての階段を昇り降りするのがきつい。	

項目		意見
駅の階段、エレベーター設置	障がい者の雇用	エレベーターを設置すべき（ヤマハアイワークスには障がい者も多い）。
		企業が障がい者を雇うので、エレベーターがあるとよい。
		ヤマハには障がいのある人も勤めているので、エレベーターなど設置するとよい。
	イノベーションロードの来館	エレベーターを設置してほしい。イノベーションロードに来てくださる方もいらっしやると思うので。
		イノベーションロードを利用される方から階段が大変という声をいただく。
		イノベーションロードに高齢者、障がい者、旅行者が来やすくなってほしい。
		車いすの方もイノベーションロードに気軽に来ていただきたいです。
		バリアフリー化されていない。イノベーションロードへの案内があるが健常でない方は大変なのではないか。
		イノベーションロードには、幅広い年代の方が来館されます。ヤマハの社員にも障害のある方がいらっしやいます。周辺にお住まいの方をはじめ八幡駅を利用される方が安全に利用できるようバリアフリー化するとよいと思います。
	眼科の受診	著名な眼科の最寄り駅なので、駅のホームまでのエレベーター（or エスカレーター）設置。
		私は愛知県岡崎市から、眼科の緑内症センターに通院しています。全国的に著名な（緑内症の権威）先生がここにみえるためです。眼の不自由な者にとって階段はとても不安です。今後、県外から来る私のような者が増えるのではと思います。ぜひバリアフリー化をお願いします。
		バリアフリーは大賛成です。眼科に行かれる方が多いので。
		階段が多い。眼科に行く時だけなのでなんとか通っている。
	雨天の利用	八幡駅にエレベーターの設置を希望します。もしくは、階段に屋根を設置していただけると、雨の日も手すりを持って安心して利用することができると思います。
		雨が降った時、傘をさしたりするので歩道橋の階段の昇り降りは大変だと思う。特に高齢の方は。
駅のトイレ	男女別、和式	トイレ和式なので洋式もほしい。また男女を分けたい。
	狭い	トイレが狭く使いづらい。
	段差	トイレが和式で段差があり、後ろに倒れないかと用足している間にひやひやします。せめて手すりにしてほしい。
駅のホーム	転落防止	ホームドア or 固定柵があればよい。
		転落防止柵の設置。
	アナウンス	通勤、帰宅時間に結構たくさんの方が電車の乗り降りします。ホームが狭いので怖い時があります。その点を検討いただければと思います。
	アナウンスで車両編成が4両か2両か教えてほしい。	

項目		意見
駐輪場	駐輪場の不足	駐輪場拡大（自転車が歩道まではみ出して危ない）。
		自転車置き場が満タンになっている。
歩道	視覚障がい者 誘導用点字 ブロックの設置	誘導用ブロックが車いすの方の邪魔になっている。ヨーロッパは右だたみで一律化している。
		誘導用ブロックの設置。
		誘導ブロックと、片方はスロープが良い。
	段差	歩道のでこぼこが気になった。
		ベビーカーが歩道の段差で通りにくいことがある。
		段差解消。
		歩道の段差が気になる。自転車で通るとガタガタして、けがをしている時にはひびく感じがする。
	横断歩道からあがる段差が障がい者の方には邪魔。水はけのための段差がなくなると良い。	
	歩道段差多い。	
	縁石との段差がバリアフリーにはなってないと思う。	
信号	信号の時間が短い	信号（歩道）の時間が長いほうが安心して渡れる人が増えると思います。
自転車	自転車の スピード	高校生の通学路と東階段降りたところが重なっている。自転車で速いスピードで通るのが気になる。
		曲り角で急に自転車が出てきてひやっとすることがある。
サポート	人のサポート	物理的な何か（右の例のブロック、スロープ等）ではなく、メンタル面でのサポーターが欲しいと思います。高齢者は物でなく人で支えるべきです。
	IT インフラでできることはやって、できないところは人のサポートでやってほしい。	
サポート	駅員等の サポート	駅員がもっといてほしい、困った時（ナイスパスがおかしくなった時）にいてほしい。
		困った時のサポート員。 パニック発作時に助けてくれる人がいると助かります。無人駅であっても助けてくれる人がいると助かります。遠鉄グループとしてサポート体制があると、困ったときに本当に助かります。
その他	多言語対応	身体的なバリアフリーの他に多言語でのエレベーター等のアナウンスがあるとよいと思います。
	階段の手すり	階段の手すりが高く、上手くつかめないため、どこかに行く時はバスを使い、帰りは電車を利用している。近所にも同じ使い方の人達がいる。
	駅の床	駅の床が滑りやすいので、改修する時には素材を変えてほしい。
	歩道橋	雨の時、今の歩道橋は滑りやすいので、滑りにくくなりませんか？

(2) まち歩き調査

分類			まち歩きで出された主な課題
八幡駅	階段	昇り降りが大変	歩道から改札 35 段、改札からプラットフォーム 33 段、かなりきつい。
		手すりが必要	階段の中央に手すりが無い。
	駅舎のドア	幅が狭い	駅舎に入るドアが車いす（大型）には幅が狭い。
	改札	幅が狭い	改札の幅が狭い。
	音響チャイム		駅の位置を示す音響チャイムがない。
	転落防止柵		転落防止のためのホーム柵がない。
	多目的トイレ		多目的トイレがない。
	駐輪場	自転車のはみ出し	放置自転車（駐輪場の整備）駅の階段下にたくさん自転車が置いてある。→歩道にはみ出している自転車あり（後輪の一部がはみ出している）。
歩道	歩道	段差や凹凸	歩道が全体的にブロック状になっているため、歩道がでこぼこしている所がかなりある。
			街路樹の根上りがひどい。歩道のブロックが持ち上がっている。
			マンホールが車いすにひっかかる。
		点字ブロック	交差点を示す点字ブロックはあるが、視覚障がい者誘導用ブロックがない。 点字ブロックが割れてポコポコになっている。
	タイルの破損	歩道にある風印タイル（八幡町）が割れて破損している。	
	幅が狭い	歩行者同士のすれ違いは可能。自転車、ベビーカー、車いすはすれ違いに支障がある。（ぶつかる）（八幡駅から南）	
	ベンチ	老朽化	設置してあるベンチの破損がひどく使えないものがある。高さも低すぎて、足腰の悪い方には使いづらいと思う。
		増設	休憩用ベンチの設置（増設）及び既存ベンチの整備。
	フラワーポット	埋め戻しなし	フラワーポット撤去後の埋め戻しなし。
		撤去	コンクリート製の大きなプランター不用。
交差点	歩車道	段差や凹凸	歩道と車道の上に段差がある。
			横断歩道に凹凸があり、車いすの前輪がかかりやすく危険。
	横断歩道	線が薄い	横断歩道の白の舗装が消えている。
		設置	横断歩道が 1 本なので不便。
	信号機	音響信号機	音響信号機がない。
信号の長さ		4 車線の横断歩道の青信号の時間が、足の不自由な方が渡りきるには短い。（八幡町交差点）	
ガードレール	設置	ガードレールがない。（八幡町交差点）	

八幡駅周辺バリアフリー基本構想

2020年11月

<発行> 浜松市 市民部 UD・男女共同参画課
〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2
Tel 053-457-2364 FAX 053-457-2750
E-mail ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp